

# 用語の解説

## 1 建築物着工統計

### 〈建築主〉

#### 国

国及び独立行政法人等

#### 都道府県

都道府県及び関係機関（地方独立行政法人、住宅供給公社、道路公社等）

#### 市区町村

市区町村及び関係機関（地方独立行政法人、住宅供給公社、市区町村組合等）

#### 会社

株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社並びに特別の法律に基づいて設立された法人で会社であるもの。

#### 会社でない団体

会社でない法人（森林組合、財團・社団法人、水害予防組合等）及び法人でない団体（学校後援会、防犯協会、その他法律によらない団体）

#### 個人

個人及び個人事業主

### 〈用途〉

#### 居住専用住宅、居住専用準住宅

専ら居住の用に供せられる建築物をいう。  
(うち、個々の炊事施設を有しない建築物を「居住専用準住宅」という。)

#### 居住産業併用建築物

産業の用に供せられる部分と居住の用に供せられる部分とが結合した建築物で、居住の用に供せられる部分の床面積が延べ面積の20%以上である建築物をいう。

#### 農林水産業用建築物

日本標準産業分類の大分類「A 農業、林業」又は「B 漁業」の用に供せられる建築物をいう。

#### 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業用建築物

日本標準産業分類の大分類「C 鉱業、採石業、砂利採取業」又は「D 建設業」の用に供せられる建築物をいう。

#### 製造業用建築物

日本標準産業分類の大分類「E 製造業」の用に供せられる建築物をいう。

#### 電気・ガス・熱供給・水道業用建築物

日本標準産業分類の大分類「F 電気・ガス・熱供給・水道業」の用に供せられる建築物をいう。

#### 情報通信業用建築物

日本標準産業分類の大分類「G 情報通信業」の用に供せられる建築物をいう。

#### 運輸業用建築物

日本標準産業分類の大分類「H 運輸業、郵便業（中分類「49郵便業（信書便事業を含む）を除く」）」の用に供せられる建築物をいう。

#### 卸売業、小売業用建築物

日本標準産業分類の大分類「I 卸売業、小売業」の用に供せられる建築物をいう。

#### 金融業、保険業用建築物

日本標準産業分類の大分類「J 金融業、保険業」の用に供せられる建築物をいう。

#### 不動産業用建築物

日本標準産業分類の大分類「K 不動産業、物品賃貸業」の用に供せられる建築物をいう。

#### 宿泊業、飲食サービス業用建築物

日本標準産業分類の大分類「M 宿泊業、飲食サービス業」の用に供せられる建築物をいう。

#### 教育、学習支援業用建築物

日本標準産業分類の大分類「O 教育、学習支援業」の用に供せられる建築物をいう。

#### 医療、福祉用建築物

日本標準産業分類の大分類「P 医療、福祉」の用に供せられる建築物をいう。

#### その他のサービス業用建築物

日本標準産業分類の大分類「H 運輸業、郵便業」のうち中分類「49郵便業（信書便事業を含む）」、「K 不動産業、物品賃貸業」のうち中分類「70物品賃貸業」、「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「Q 複合サービス事業」又は「R サービス業（他に分類されないもの）」の用に供せられる建築物をいう。

#### 公務用建築物

日本標準産業分類の大分類「S 公務（他に分類されるものを除く）」の用に供せられる建築物をいう。

#### 他に分類されない建築物

前掲の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。

※ 平成20年4月より、日本標準産業分類が改訂されたため、居住用の用途別の名称が変更された。

鉱業、建設業用→鉱業、採石業、砂利採取業、建設業用  
卸売・小売業用→卸売業、小売業用  
金融・保険業用→金融業、保険業用  
飲食店、宿泊業用→宿泊業、飲食サービス業用

### 〈使途〉

#### 事務所

机上事務又はこれに類する事務を行う場所をいう。会議室、受付室、タイプ室、守衛所、用務員室、銀行の窓口部分、営業所、その他これらに類するものを含むものとする。

#### 店舗

卸売店、小売店、飲食店、その他物品を直接取引する場所をいう。

#### 工場及び作業所

物品を製造（改造又は加工を含む。）若しくは修理する場所、又は机上事務若しくはこれに類する事務でない作業を行う場所をいう。商品包装場、荷造り場、物品検査室、電子計算機操作室、ポンプ小屋などを含む。

#### 倉庫

物品を貯蔵又は保管する場所をいう。

#### 学校の校舎

教育の用に供される学校の校舎、体育館、図書館その他これらに類するものをいう。

### **病院・診療所**

医療の用に供される病院、病棟、診療所の診療棟その他これらに類するものをいう。

### **その他の建築物**

前掲の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。

### **〈構 造〉**

#### **木 造**

主要構造部（建築基準法第2条第5号の定義による。以下同じ。）が木造のもの。（木造モルタル塗及び土蔵造を含む。）

#### **鉄骨鉄筋コンクリート造**

主要構造部が鉄骨と鉄筋コンクリートを一体化した構造。

#### **鉄筋コンクリート造**

主要構造部が型枠の中に鉄筋を組みコンクリートを打ち込んで一体化した構造。

#### **鉄 骨 造**

主要な骨組が鉄骨造又はその他の金属で造られたもの。（鉄骨をリプラスしてあるもの、軽量鉄骨造も本分類に含む。）

#### **コンクリートブロック造**

鉄筋で補強されたコンクリートブロック造のもの。（外壁ブロック造も本分類に含む。）

### **その他の建築物**

石造、煉瓦造、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、その他、他の分類に該当しない構造のもの。

## **2 住宅着工統計**

### **〈工 事 別〉**

#### **新 設**

住宅の新築（旧敷地以外の敷地への移転を含む。）、増築又は改築によって住宅の戸が新たに造られる工事をいう。

#### **そ の 他**

住宅が増築又は改築されるときで、住宅の戸が新たに増加しない工事をいう。

### **〈新設住宅の資金〉**

#### **民 間**

民間資金のみで建てた住宅で、公営、住宅金融支援機構、都市再生機構、公務員及び公社等以外の住宅

#### **公 営**

公営住宅法に基づいて、国から補助を受けて建てた住宅及び住宅地区改良法により建てた住宅（国及び都道府県から補助を受けて建てた住宅を含む。）

#### **住宅金融支援機構**

住宅金融支援機構から融資を受けて建てた住宅（融資額の大小に関係なく一部でも住宅金融支援機構の融資を受けて建てた場合を含む。）

### **都市再生機構**

都市再生機構が分譲又は賃貸を目的として建てた住宅

### **そ の 他**

国又は地方公共団体から補助又は融資を受けて建てた住宅。

国が国家公務員の住むため又は都道府県若しくは市区町村等の地方公共団体がその地方公務員が住むために建てた住宅。

独立行政法人等がその職員のために建てた住宅。

### **〈利用関係〉**

#### **持 家**

建築主が自分で居住する目的で建築するもの。

#### **貸 家**

建築主が賃貸する目的で建築するもの。

#### **給与住宅**

会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するもの。

#### **分譲住宅**

建て売り又は分譲の目的で建築するもの。

### **〈住宅の種類〉**

#### **専用住宅**

住宅に店舗、事務所、作業場等業務の用に供する部分がなく、専ら居住の目的だけのために建築するもの。

#### **併用住宅**

住宅内に店舗、事務所、作業場等業務の用に供する部分があつて居住部分と機能的に結合して戸をなしているもので、居住部分の床面積の合計が建築物の床面積の合計の20%以上のもの。

#### **その他の住宅**

工場、学校、官公署、旅館、下宿、浴場、社寺等の建築物に附属し、これらと結合（1つの建築物（むね）又はむね続き）している住宅とする。

ただし、併用住宅と判別し難い場合は、その居住部分の床面積の合計が、その建築物の床面積の合計の20%未満のもの。

### **〈建 て 方〉**

#### **一 戸 建**

1つの建物が1住宅であるもの。

#### **長 屋 建**

2つ以上の住宅を1棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口を有しているもの。「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。

#### **共同住宅**

1つの建築物（1むね）内に2戸以上の住宅があつて、広間、廊下若しくは階段等の全部又は一部を共用するもの。